「直販業界サービス拠点設立管理弁法」

2006 年 9 月 20 日 日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

商務部令 2006 年第 20 号 直販業界サービス拠点設立管理弁法

邦文は仮訳です。ご利用の際は上述タイトルをクリックして中文原文を参照願います。

【発布機構】商務部

【発布文号】商務部令 2006 年第 20 号

【発布期日】2006-09-20

【実施期日】2006-10-20

『直販業界サービス拠点設立管理弁法』は 2006 年 8 月 21 日に商務部第八次部務会議の議論で既に通過し、ここに公布し、2006 年 10 月 20 日から施行する。

商務部部長:薄熙来

二〇〇六年九月二十日

直販業界サービス拠点設立管理弁法

- 第一条 直販行為を規範化し、直販活動への監督管理を強めるために、『直販管理条例』(以下では『条例』 と略す)に基づき、本弁法を制定する。
- 第二条 申請企業が提出する申請資料には当該企業が直販に従事する予定地区でのサービス拠点計画 を含まなければならず、サービス拠点計画は以下のような条件に合致しなければならない:
 - (一) 最終消費者を満足させ、直販従事者は商品の性能、価格及び返品、取替などの要求を了解 しなければならない:
 - (二) サービス拠点は住民の住宅、学校、病院、軍隊、政府機関等の場所に設置してはならない。
 - (三) 現地の県級以上(県級を含む)人民政府の直販業界サービス拠点設立の関連要求に合致しなければならない。
- 第三条 商務部は市/県を直販活動に従事することを許可する基本的区域機構とする。区が設置されている市に対し、申請企業は当該市の全ての市街区域に少なくとも一つのサービス拠点を設置すべき

で、当該市の其の他の区/県で直販活動を展開する場合、本弁法に基づいて申請すべきである。 県級以上(県級を含む)の商務主管部門は『条例』の第十条第二項目に基づき、申請企業が提出したサービス拠点計画について審査を行うべきである。審査を得て許可された場合、省級商務主管部門に当該サービス拠点計画が本弁法の第二条の関連規定に合致する書面認可書簡(添付資料1)を提出しなければならない。

- 第四条 省級商務主管部門は商務部に企業申請資料を報告、転送する場合、同時にサービス拠点計画への確認書簡(添付資料 2)も提出しなければならない。確認書簡には以下のような内容を含まなければならない:
 - (一)企業サービス拠点計画は所在地区/県級以上(県級を含む)商務主管部門の認可を得たこと;
 - (二) 当該企業が本省で直販業務に従事する予定のある区域内でのサービス拠点計画は『条例』 の第十条第二条項で規定した条件に合致すること。
- 第五条 法律に基づいて直販経営許可証を取得した企業は、許可文書が下された日から6ヶ月以内に、上級に報告し、商務部の許可を得たサービス拠点計画の通りにサービス拠点の設立を完成すべきである。6ヶ月以内に商務部が許可したサービス拠点計画の通りにサービス拠点が設立できなかった企業は、サービス拠点計画が完成されていない地区で直販業務に従事してはならない。若し当該企業が上述した地区で直販業務を展開しようとする場合、『条例』の規定により別途申告しなければならない。
- 第六条 関連省、自治区、直轄市商務主管部門はサービス拠点所在地の区/県級以上(県級を含む)商務 主管部門と共同で、『条例』及び関連規定に基づいて直販企業が当該省、自治区、直轄市内で設立したサービス拠点に対して検査を行い、全省、自治区、直轄市の審査結果を一回きりで商務部 に報告し、登録しなければならない。商務部は登録してから、直販業界の管理サイトを通じて直販企業が直販業務に従事できる地域及びサービス拠点を公布する。直販企業は審査と登録が終わる前に直販活動を展開してはならない。

第七条 直販企業は業務発展の需要によってサービス拠点を増やすことができる。既に直販に従事する許可を得た地区でサービス拠点を増やす場合は申告する必要がない。但し、省級商務主管部門を通じて増設計画を商務部に報告して登録しなければならない。商務部は登録した後、直販業界管理サイトを通じて直販企業が既に許可された地区でサービス拠点を増やしたことを公布する。

地方の商務主管部門は『条例』第十条第二条項の規定に基づき、直販企業が現地でサービス拠点を増やすように要求できる。但し、当該理由を説明すべきである。

直販企業がサービス拠点計画を調整し、サービス拠点を減らす場合、もとの審査部門に報告して 許可を得、規定に従って登録すべきである。

- 第八条 本弁法の規定に違反した場合、『条例』第三十九条の規定に基づいて処罰する。
- 第九条 関連商務主管部門及び当該職員は必ず法律に従って責任を履行し、サービス拠点設立の管理作業を行うべきである。『条例』及び本弁法の規定に違反した場合、『条例』第三十八条の規定に基づいて処罰する。
- 第十条 本弁法は商務部が責任をもって解釈する。
- 第十一条 本弁法は 2006 年 10 月 20 日から実施する。